

高知県衛生用紙製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

高知県の区域内で衛生用紙製造業に係る包装の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1袋につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格				金 額
	包装の種類	紙の大きさ	容 量	詰め方	
ティッシュ ペーパー	ポケット	縦が20センチメートル以下で、かつ、横が22センチメートル以下のもの	4パックのもの	詰合わせ	2円 50銭
			6パックのもの		2円 60銭
			10パックのもの		3円
			12パックのもの		3円 80銭
			16パックのもの		4円
			20パックのもの		4円 50銭

4 効力発生日

令和8年3月1日